

医労連共済 加入拡大・推進ニュース 第29期

2018年03月01日発行 / 日本医労連共済事業局

No.21



医労連共済・2018春新歓キャンペーン

4月の組合加入者へ「セット7型」5・6月分をpresent! 岡山県医労連の新歓キャンペーンです!

月掛金
セット共済・7型800円

今だけ



5・6月分をプレゼント!

セット7型	月掛金800円
入院	1日2000円
休業	1日1000円
死亡	100万円
後遺障害	4~100万円

病氣・けがの場合。交通事故の場合割増あり。

労働組合の「たすけあい」の制度だから、安い掛金でぶ厚い保障が可能。
一番の特徴は「休業保障」。5日以上休んだ場合、1日目から給付があります。
インフルエンザのときも安心。ご家族も加入できます。

◎新入職員のみなさんにオススメのプランは、
セット7型に医療上積み16口、月掛金2400円で
入院1日1万円、休業1日5千円
※こちらのプランに加入された場合でもプレゼントの対象になります。

新入職員はもちろん
4月組合加入者全員OK!

岡山県医労連は、共済・新歓キャンペーンを上記の通り決定。文字通り、共済推進で新歓100%・拡大月間成功に向けてすべての組織で取り組みを強化することを意思統一しました。

県医労連のキャンペーンを受け、単組として別途に「1年間のプレゼントキャンペーン」を検討する組織も出てきました。これまでにない取り組みが各組織で広がってます!



説明会参加者500円/一人キャンペーンも活用してね!

はてな?

(question) セット共済の契約消滅に関し、「組合員本人が死亡」した時に、同一年度に家族への給付がある場合、①家族の契約は年度末まで継続しないといけませんか?、②死亡時点で解約の場合、給付金の返金を求められますか?、③死亡時点で解約となりますか?...

(answer) ③の死亡時点での解約(消滅)となります。

個人共済事業規約19条(契約消滅)では、「(1)被共済者が死亡したとき」と明記されています。そして、34条(契約の継承)では、「共済契約者死亡にて契約全体が消滅の場合、～中略～配偶者を契約承継者とし、～中略～承継できるものとする」と明記されています。

19条・34条より、「承継」は、希望があれば「できる」ものであり、原則は、被契約者が死亡した時点で「契約消滅」となります。その時点での家族への給付の有無は問いません。(配偶者がいて80歳未満に限る)

